

事案一覧表

鉄道局鉄道事業課
旅客輸送業務監理室
平成28年11月10日

諮問したい事案

申請種別	申請年月日	申請者名	申請内容	
	受付年月日		現行	申請
軌道の旅客運賃の変更の認可	平成28年11月9日 平成28年11月9日	札幌市	<p>1 普通旅客運賃</p> <p>次の額を上限とする運賃とする。</p> <p>170円（均一制）</p> <p>2 定期旅客運賃（1か月）</p>	<p>1 普通旅客運賃</p> <p>次の額を上限とする運賃とする。</p> <p>200円（均一制）</p> <p>2 定期旅客運賃（1か月）</p> <p>現行運賃を、通勤定期旅客運賃については6.5%、通学定期旅客運賃については9.7%引き上げた額を上限とする運賃とする。</p>
備考			<p>○前回改定実施年月日 平成4年4月1日 改定率 13.8% ※消費税に係る改定を除く</p> <p>○営業区間 中央図書館前～中央図書館前(環状8.9km)</p> <p>○平成27年度実績 旅客運賃収入 1,107百万円 収支率 91.2%</p>	

札幌市交通局（軌道事業）の旅客運賃変更認可申請について

1. 申請者の概要

- ①名称 札幌市交通局
- ②代表者 札幌市長 秋元 克広
- ③所在地 札幌市中央区北1条西2丁目1番地
- ④設立年月日 昭和2年12月1日

2. 変更しようとする旅客運賃を適用する路線

一条線・山鼻西線・山鼻線・都心線
(中央図書館前～中央図書館前) 環状8.9km

3. 申請理由

札幌市の軌道事業は、平成13年より路面電車のあり方などの存廃議論を行い、その方向性について広く市民議論などを行い、平成17年には、市民の意向や路面電車が持つ人や環境に優しい特性、都心のまちづくりへの寄与の可能性などを踏まえ、存続を決定した。

その後、平成27年12月には、営業路線を延長するループ化部分（都心線：0.4km）を開業したほか、新型低床車両の導入（3両）など、国の補助制度を活用し、一般会計からの補助金を財源とした整備を進め、利便性、快適性の向上を図ったところであり、今後も、低床車両の増強や、停留場のバリアフリー化などを進めることとしている。

また、これらの整備を進めていく一方で、路線のループ化及び運行情報システム導入等による修繕費、ループ化に伴う動力費の増加や車両の老朽化対策などに係る費用の増加も見込まれるところであることから、経営の安定化を図りつつ、利用者へのサービスや利便性を維持し、さらに向上させるために申請に及んだものである。

4. 実施予定日

平成29年4月1日

5. 申請の概要

(1) 申請・現行運賃比較表

①普通旅客運賃（均一制）

※次の額を上限とする。

現 行	申 請
170 円	200 円

②通勤定期旅客運賃（上段：計算方法、下段：割引率）

※次の額を上限とする。

区 分		現 行	申 請
通勤定期	1 か月	7,550 円 (26.0%)	普通旅客運賃（大人）を60倍し、3割3分引をしたうえ計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(8,040 円) (33.0%)
	3 か月	21,520 円 (29.7%)	1 か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(22,910 円) (36.4%)

③通学定期旅客運賃（上段：計算方法、下段：割引率）

※次の額を上限とする。

		現 行	申 請
通学定期 (大人)	1 か月	5,250 円 (48.5%)	普通旅客運賃（大人）を60倍し、5割2分引をしたうえ計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(5,760 円) (52.0%)
	3 か月	14,960 円 (51.1%)	1 か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(16,420 円) (54.4%)
通学定期 (小児)	1 か月	3,150 円 (69.1%)	普通旅客運賃（大人）を60倍し、7割引をしたうえ計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(3,600 円) (70.0%)
	3 か月	8,970 円 (70.7%)	1 か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(10,260 円) (71.5%)

④通勤通学定期旅客運賃（上段：計算方法、下段：割引率）

※次の額を上限とする。

		現 行	申 請
通勤通学 定期	1か月	6,400円 (37.3%)	通勤定期の額と通学（大人）定期の額の合計額の半額（往復）とし、計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(6,900円) (42.5%)
	3か月	18,240円 (40.4%)	1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して計算上生じた10円未満の端数は四捨五入により10円単位に整理した額とする。(19,670円) (45.4%)

(2) 増収率

種別 \ 項目	増収率 (%)
定期外	17.5
定期	7.2
通勤	6.5
通学	9.7
全体	15.9

収入原価総括表

(単位：百万円、%)

科 目		27 年度 (実績)	28 年度 (推定)	29 年度～31 年度 平年度 3 年間合計		平年度 3 年間平均		増収額 E=D-C	増収率 E/C×100
				現行 A	申請 B	現行 C	申請 D		
収入	旅客運賃収入	1,107	1,122	3,384	3,921	1,128	1,307	179	15.9
	定期外	974	969	2,839	3,336	946	1,112	166	17.5
	定期	133	153	545	585	182	195	13	7.2
	運輸雑収	52	68	205	205	68	68	0	0.0
	計	1,159	1,190	3,589	4,126	1,196	1,375	179	15.0
	営業外収入	72	64	188	188	63	63	0	0.0
	合計	1,231	1,254	3,777	4,314	1,259	1,438	179	14.2
支出	人件費	731	788	2,158	2,158	719	719		
	修繕費	211	262	767	767	256	256		
	経費	242	272	862	862	287	287		
	諸税	0	0	0	0	0	0		
	減価償却費	150	151	530	531	177	177		
	計	1,334	1,473	4,317	4,318	1,439	1,439		
	支払利息	13	11	44	44	15	15		
	雑支出	2	0	0	0	0	0		
	合計	1,349	1,484	4,361	4,362	1,454	1,454		
差引損益		-118	-230	-584	-48	-195	-16		
収支率		91.2	84.5	86.6	98.9	86.6	98.9		

○原価算定内訳比較(実績と平年度)

(単位:百万円)

	27年度 実績	申 請		増減
		平年度 3年間合計	平年度 3年間平均	
	A		B	B-A
人件費	731	2,158	719	-12
その他経費	453	1,629	543	90
修繕費	211	767	256	45
経費	242	862	287	45
資本費	163	574	192	29
減価償却費	150	531	177	27
諸税	0	0	0	0
支払利息	13	44	15	2
雑支出	2	0	0	-2
合計	1,349	4,362	1,454	105

運賃改定要因概要

〔平成27年度（実績年度）⇒平成29～31年度（平年度3年間平均）〕

所要増収額（注1） 150百万円 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 敬老・福祉に係る所要増収額29百万円については、札幌市保健福祉局の負担により賄われるため除く。 </div>			人件費減分（注3） △12百万円 その他経費増分（注3） 90百万円
収入増分（注2） 57百万円 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 敬老・福祉の増収額29百万円を含む。 </div>		経 費 増 分	
実績年度収支差分 △118百万円			資本費増分（注3） 27百万円
平年度収支差分 16百万円			

計：105百万円

計：105百万円

- (注1) 〔所要増収額〕＝〔平年度（申請）旅客運賃収入額〕－〔平年度（現行）旅客運賃収入額〕
 (注2) 〔収入増分〕＝〔平年度（現行）収入合計〕－〔27年度（実績）収入合計〕
 (注3) 〔人件費減分、その他経費増分及び資本費増分〕＝〔平年度（申請）〕－〔27年度（実績）〕

平年度3年間（平成29～31年度）の主な設備投資の内容

○停留場のバリアフリー化

- ・事業内容 停留場のかさ上げ、スロープ設置
(12停留場)
- ・事業費 456百万円
- ・事業期間 平成29年度～平成30年度

○既設車両の改良

- ・事業内容 車両の外装・内装改修・パンタグラフの更新等
(6両)
- ・事業費 248百万円
- ・事業期間 平成29年度～平成31年度

○除雪車両の更新

- ・事業内容 老朽化に伴う代替新造(1両)
- ・事業費 182百万円
- ・事業期間 平成30年度

※補助金を財源とする設備投資を除く

◎ 停留場のバリアフリー化

既設停留場(街路拡幅事業対象外) について、スロープの設置及び嵩上げにより、バリアフリー対応化を図る。

改修か所の一例:【西線16条停留場】

現状



改修後のイメージ



- ・乗降場を嵩上げし、高さ30cmとする。
 - ・乗降場の端部にスロープを設置する。(8%勾配: 3.75mもしくは5%勾配: 6m)
- ※停留場は、主に交差点部に設置しており、横断歩道があるため、乗降場の延長は行わない。

◎ 既設車両の改良

新型車両へ更新するまで使用する既存車両のうち、未改修で劣化の進んでいる200形、M100形、8500形について、安全運行を確保するため、パンタグラフの更新、車体改修、艤装改修などの延命改修を行う。

○ パンタグラフの更新



架線との接触面が1か所のZ形パンタグラフから、2か所のシングルアーム形に更新する。

シングルアーム形は接触面にスプリングがあり、架線の弛みなどに追従するうえ、接触面が2か所であるため、架線との離線率が低く、離線することで掛かる架線への負荷を低減できる。

○ 車体改修

・車体外装の改修(改修前→改修中→改修後)



・経年により腐食した床の改修(改修前→改修中→改修後)



・経年により腐食したドアステップの改修



○ 艤装改修

・天井及び配線類の改修

天井の配線類は、可燃性の留め具(木製)を使用していたため、木製の部材を撤去し、不燃材のケーブルラックを設置し、天井の中心部に集約した。合わせて内装も改修した。



○ その他の改修

・メーター機器の新設、更新



・案内表示器の設置



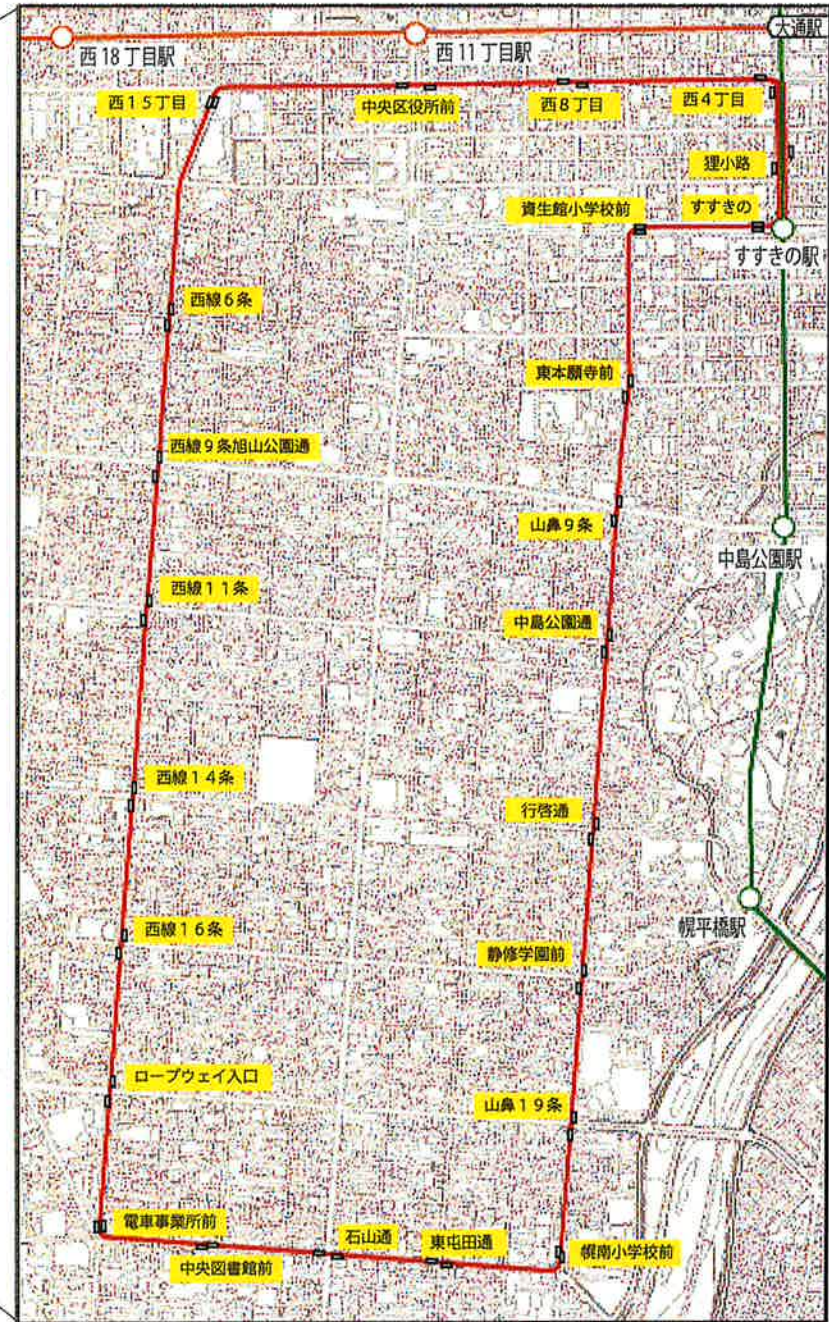
◎ 除雪車両の更新

除雪車両はS24年の製造で、老朽化が著しいことから、新造し更新する。

現行の車両



札幌市路面電車路線図



札幌市交通局（軌道事業）の概要

1. 交通局（軌道事業）概要

- (1) 代表者 札幌市長 秋元 克広
- (2) 設立日 昭和2年12月1日（札幌市電気局）
- (3) 営業開始 昭和2年12月1日
- (4) 職員数 99名（平成27年度末現在）

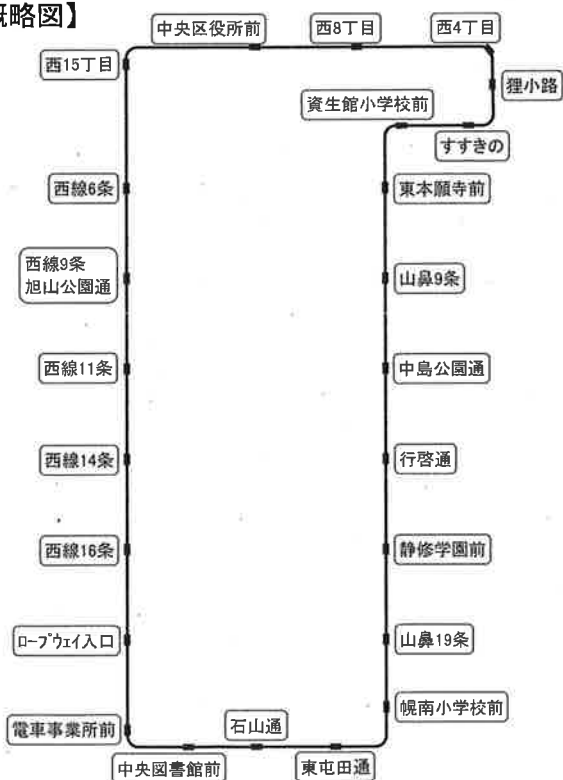
2. 営業概況（平成27年度末）

- (1) 営業区間 中央図書館前停留場～中央図書館前停留場（環状・8.9km）
- (2) 輸送人員 22,774人／日
- (3) 駅数 24駅
- (4) 車両数 33両

3. 運転状況（平成27年度末）

- (1) 運転本数（平日） 外回り168本、内回り149本
- (2) 運転間隔（平日） 朝ラッシュ時3分0秒（昼間時6～7分）
- (3) 所要時分 中央図書館前停留場～中央図書館前停留場間：57分

【路線概略図】



札幌市交通局(軌道事業)にかかる過去の運賃改定の概要

改定年月日		平成2年3月3日		平成4年4月1日		平成26年10月1日		
運賃改定実施の理由		・経営状況悪化による改定		・経営状況悪化による改定 ・経営健全化計画(H4~H13)		・消費税率改定		
制 度		均一制		同左		同左		
営業キロ		8.5km		同左		同左		
		運賃	改定額	運賃	改定額	運賃	改定額	
普通運賃	改定前	130円	—	150円	—	170円	—	
	改定後	150円	20円	170円	20円	170円	—	
定期運賃	通勤 1か月	改定前	5,850円	—	6,480円	—	7,340円	—
		改定後	6,480円	630円	7,340円	860円	7,550円	210円
	割引率	—	28%	28%	26%	26%		
	通学 1か月 (大人)	改定前	3,900円	—	4,500円	—	5,100円	—
		改定後	4,500円	600円	5,100円	600円	5,250円	150円
割引率	—	50%	50%	48.5%	48.5%			

軌道事業の旅客運賃上限変更認可にかかる関係条文

●軌道法（大正十年四月十四日法律第七十六号）（抄）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運轉速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ
（以下省略）

●鉄道局関係審査基準・標準処理期間 （平成19年6月25日国鉄総第113号）（抄）

〔軌道法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運賃及び料金の設定の認可	第11条第1項	鉄道事業法第16条第1項に規定する運賃および料金の設定に係る審査基準に準ずるものとする。	1箇月～ 4箇月

●鉄道事業法（昭和六十一年十二月四日法律第九十二号）（抄）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 （略）

●鉄道局関係審査基準・標準処理期間 （平成19年6月25日国鉄総第113号）（抄）

〔鉄道事業法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運賃及び料金の上限の認可	第16条第1項	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。 具体的には、運賃及び料金の上限が、効率的かつ合理的に鉄道事業を経営した場合における適正な原価に公正妥当な利潤を加えたものを回収し得るような水準を超えないものであること。	1箇月～ 4箇月